

## 平成21年度定期監査（2）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成21年度定期監査（2）を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

なお、西山きよたか前監査委員および岩崎典子前監査委員が本監査の執行に関与し、小川けいこ監査委員および宮原義彦監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成21年5月15日から同年6月3日までの間において実日数9日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成21年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課および課の所管する施設における平成20年度の財務に関する事務の執行において、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨に則って、予算の執行、契約、会計および財産管理等が適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

##### (3) 監査の視点

各事務事業について、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、サービス管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等を主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 区民事務所および出張所等において、窓口収納金は適正に処理され、区に払い込まれているか。

イ 業務委託等について、受託事業者や指定管理者への指導監督が適切に行われているか。また、報告書や精算書の内容確認を十分行っているか。

ウ 補助金は、根拠となる要綱などに沿って適正に執行し、内容確認を十分に行っているか。

##### (4) 監査対象部課

ア 区民生活事業本部 経営課

イ 区民生活事業本部 区民部

(ア) 戸籍住民課（以下の施設を含む。）

・区民事務所3か所

練馬、光が丘、大泉

・出張所13か所

桜台、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、谷原、関、

上石神井、大泉西、大泉北

(イ) 税務課

(ウ) 収納課

(エ) 国保年金課

ウ 区民生活事業本部 産業地域振興部

(ア) 経済課

(イ) 都市農業課

(ウ) 商工観光課

(エ) 地域振興課 (以下の施設を含む。)

・光が丘区民ホール

・地区区民館 5 館

桜台、東大泉、田柄、西大泉、春日町南

・地域集会所 13 か所

旭丘、中村、向山、大泉北、旭町、田柄、南大泉、上石神井区民、  
土支田中央、東大泉中央、早宮、桜台、春日町

・学童クラブ 5 か所

桜台地区区民館、田柄地区区民館、田柄地区区民館第二、西大泉地  
地区区民館、東大泉地区区民館

エ 農業委員会事務局

## 2 監査の結果

適正に行われていた。

しかしながら、つぎの事項について改善するよう指摘する。

### ○工事請負契約に係る契約事務の適正化について (指摘事項)

産業地域振興部地域振興課光が丘区民ホールにおける浴室改修工事 (2 件) および階段等床張替工事 (2 件) において、関係書類を確認したところ、これらの工事は、それぞれ一括して契約すべきものであり、この場合の予定価格の総額は課長契約権限を超えており、区長契約とすべきものであった。

浴室改修工事は、工事場所を女子浴室と男子浴室に分け、同一業者に対して同日にそれぞれの浴槽床、洗い場等の改修工事を発注しており、工期も同一であった。また、階段等床張替工事の 2 件は、同一業者に対して約 2 週間のうち連続した工期が設定され、工事場所は異なるものの同一の施設内の階段および踊り場の床の張替えを行うという工事内容に違いはなかった。これらの工事契約は、いずれも 2 件に分けて行う必要性は認められない。

練馬区契約事務規則においては、限度額を定めて特定の者を受任者として契約の権限を委任し、受任者は、委任された限度額内において契約事務を担当するものとされている。

については、契約事務の重要性に鑑み、受任者に対し権限と責任について自覚を促すとともに、チェック体制を強化するなど、適切な契約事務の執行が図られるよう取り組まれない。(産業地域振興部)